

くくりわなに関する捕獲規制

1. 鳥獣保護管理法施行規則に基づく規制

鳥獣保護管理法施行規則

第10条 (略)

3 法第12条第1項第3号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。

一～七 (略)

八 鳥類並びにヒグマ（ウルスス・アルクトス）及びツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）の捕獲等をするため、わなを使用する方法

九 イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が四ミリメートル未満であるものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法

十 ヒグマ（ウルスス・アルクトス）、ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法

十一～十五 (略)

2. 環境省自然環境局野生生物課長通知（わなの取扱いに関する記載抜粋）

1. わなの取扱いについて

(1) 許可基準

基本指針Ⅲ. 第四. 1 (3) わなの使用に当たっての許可基準は、地域的に絶滅のおそれの高いクマ類等の錯誤捕獲を防止し、仮に錯誤捕獲があった場合の当該個体の損傷を軽減し、解放を促すため、以下のとおり定めたものである。

① くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

a イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

b イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

② とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えない

ものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

- ③ ヒグマ及びツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合
はこわなに限るものとする。

なお、輪の直径 12 センチメートルの計測は、内径の最大長の直線に直角に交わる内径を計測するものとする。また、締付け防止金具、よりもどし、衝撃緩衝器具の機能、構造は以下のとおりである。

1) 締付け防止金具

くくりわなの輪の接続に使用し容易に輪を広げられる金具、又は輪のしぼりを一定の大きさに制限する金具。

一部で使用されている地獄結びやバネによって持続的に締め付けることを規制し、仮に錯誤捕獲のあった場合には、当該個体の損傷を軽減し、すみやかにくくりわなの輪を広げ放獣することができるよう措置したもの。

2) よりもどし

くくりわなのワイヤーの接続に使用し、ワイヤーにかかる、よりを直す金属環。捕獲個体が暴れることによって、ワイヤーがよれ、剛性が低下することを防止するとともに、締付けによる捕獲個体の損傷を防止するよう措置したもの。

3) 衝撃緩衝器具

とらばさみの挟み金具部分に装着する衝撃緩衝のためのゴムパッド等。仮に錯誤捕獲のあった場合には、当該個体の損傷を軽減するよう措置したもの。